



COSEL CO., LTD.

証券コード：6905

第53回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年8月10日（水曜日）午前10時

受付開始：午前9時

開催場所

富山県富山市総曲輪二丁目1番3号

富山商工会議所 10階 ホール

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の件

目次

第53回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	26
連結計算書類	45
計算書類	48
監査報告	51

新型コロナウイルス感染防止への対応について

【株主さまへのお願い】

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調を確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
2. 株主総会会場において、株主さまの安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますのでご協力くださいますようお願い申し上げます。
3. モノを媒介した感染リスクの軽減のため、例年お配りしておりますお土産は今回も取り止めさせていただきます。
4. 感染拡大の状況で、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.cosel.co.jp/>) にてお知らせいたします。

株 主 各 位

富山県富山市上赤江町一丁目6番43号

コーセル株式会社

代表取締役社長 谷 川 正 人

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

なお、当日ご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述2頁から3頁に記載の方法により、2022年8月9日（火曜日）午後5時15分までに議決権をご行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年8月10日（水曜日）午前10時
 2. 場 所 富山県富山市総曲輪二丁目1番3号
富山商工会議所 10階 ホール
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第53期（2021年5月21日から2022年5月20日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第53期（2021年5月21日から2022年5月20日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の件
4. 招集にあたっての決定事項
議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cosel.co.jp/corporate/ir/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.cosel.co.jp/corporate/ir/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年8月10日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年8月9日（火曜日）
午後5時15分到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月9日（火曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第2・3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第1・4・5・6号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

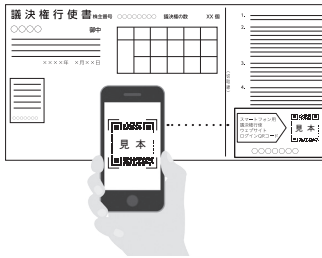
- (1) インターネットと郵送（書面）により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより複数回議決権行使をされた場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

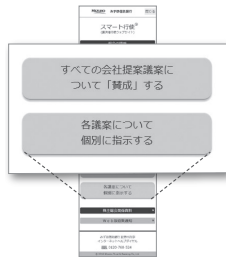
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



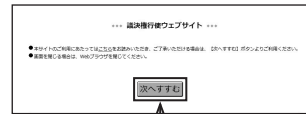
「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/> ウェブサイト

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

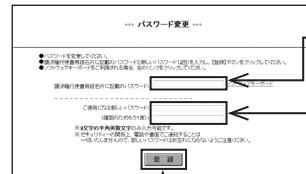
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社は「監査等委員会設置会社」へ移行いたします。

- ① 当社は、監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む）に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的とするものです。
- ② これに伴い、監査等委員会設置会社に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ③ なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第12条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第15条 <条文省略></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 <現行どおり></p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査等委員会</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第13条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第14条～第16条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;"><削除></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="409 161 500 185"><新設></p> <p data-bbox="167 480 500 505">第17条～第19条 <条文省略></p> <p data-bbox="285 545 621 570">第4章 取締役および取締役会</p> <p data-bbox="179 610 247 635">(員数)</p> <p data-bbox="167 642 632 666">第20条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p data-bbox="409 707 500 731"><新設></p> <p data-bbox="179 802 296 827">(選任方法)</p> <p data-bbox="167 834 740 889">第21条 1. 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p data-bbox="267 929 452 954">2. <条文省略></p> <p data-bbox="267 961 452 985">3. <条文省略></p> <p data-bbox="179 1026 247 1050">(任期)</p> <p data-bbox="167 1058 740 1176">第22条 1. 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="267 1183 740 1271">2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p data-bbox="780 161 969 185">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="768 193 1342 281">第17条 1. 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="863 288 1342 443">2. 当社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p data-bbox="768 480 1120 505">第18条～第20条 <現行どおり></p> <p data-bbox="768 545 1342 570">第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会</p> <p data-bbox="780 610 848 635">(員数)</p> <p data-bbox="768 642 1342 697">第21条 1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は15名以内とする。</p> <p data-bbox="863 704 1342 759">2. 当社の監査等委員である取締役は4名以内とする。</p> <p data-bbox="780 799 896 824">(選任方法)</p> <p data-bbox="768 831 1342 919">第22条 1. 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p data-bbox="863 926 1047 951">2. <現行通り></p> <p data-bbox="863 958 1047 982">3. <現行通り></p> <p data-bbox="780 1023 848 1047">(任期)</p> <p data-bbox="768 1058 1342 1176">第23条 1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p data-bbox="1006 1183 1097 1208"><削除></p>

現行定款	変更案
<p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>
<p><u>(取締役会の設置)</u> 第23条 当社は、取締役会を置く。</p>	<p><削除></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 1. 当社の代表取締役は取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 1. 当社の代表取締役は取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第25条 <条文省略></p>	<p>第25条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 1. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 1. <条文省略></p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。ただし、<u>監査役が当該決議事項に異議を述べたときはその限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 当会社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第29条 <条文省略></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 1. 当会社の取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までには発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 1. <現行どおり></p> <p>2. 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 当会社の取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した<u>取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第29条 <現行どおり></p> <p>(報酬等)</p> <p>第30条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区分して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第31条 <条文省略></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>第31条 <現行どおり></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第32条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第33条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員である取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員である取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、監査等委員会を開催することができる。</p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p>第34条 当社の監査等委員会の決議は、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p>第35条 当社の監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p>第36条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役および監査役会</p>	<削除>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第32条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	<削除>
<p><u>(員数)</u> 第33条 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<削除>
<p><u>(選任方法)</u> 第34条 1. 当社の監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<削除>
<p><u>(任期)</u> 第35条 1. 当社の監査役の任期は、就任後4年以内の最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<削除>
<p><u>(常勤の監査役)</u> 第36条 当社の常勤の監査役は、監査役会の決議によって選任する。</p>	<削除>
<p><u>(監査役の招集通知)</u> 第37条 1. 当社の監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 当社の監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<削除>

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会の決議方法)</u> 第38条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数で行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会の議事録)</u> 第39条 当社の監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役会規則)</u> 第40条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(報酬等)</u> 第41条 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p><削除></p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> 第42条 1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる。 2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。</p>	<p><削除></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>(会計監査人の設置)</u> 第43条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第44条～第45条 <条文省略></p> <p>(報酬等) 第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第47条～第50条 <条文省略></p> <p style="text-align: center;"><新設> <新設></p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><削除></p> <p>第37条～第39条 <現行どおり></p> <p>(報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第41条～第44条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 第1条 1. 当社は、<u>第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>第53回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u></p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="409 193 500 217"><新設></p>	<p data-bbox="780 193 1161 217"><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="768 225 1342 409">第2条 1. <u>第53回定時株主総会の決議による変更前の定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除及び本定款第17条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="866 417 1342 568">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第53回定時株主総会の決議による変更前の定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="866 576 1342 697">3. <u>本条は、施行日から6カ月を経過した日または前項の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いするものであります。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たにかわまさひと 谷川正人 (1956年8月8日)	1979年3月 当社入社 1998年7月 アプリケーション開発部長 2003年8月 取締役 現在に至る 2004年6月 品質管理部長 2008年5月 生産・資材・情報システム統括 2008年6月 常務取締役生産・資材統括 2013年8月 常務取締役営業・生産・資材統括 2013年11月 代表取締役社長 2021年8月 代表取締役社長 社長執行役員 現在に至る (重要な兼職の状況) ・富山県機電工業会副会長	97,229株
<取締役候補者の選任理由> 谷川正人氏は、代表取締役社長として経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、取締役会議長として取締役会を適切に運営するとともに、経営上重要な案件について業務執行取締役からの報告も踏まえ、取締役会の意思決定の機能を高めております。また、経営の指揮を執り、企業理念のグループ内への浸透・実践を通じて、持続的な企業価値の向上を図っております。 これらのことから、中長期ビジョン実現の牽引者として適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
2	さいとうもりお 齊藤盛雄 (1959年7月14日)	1982年3月 当社入社 2003年2月 オンボード生産部長 2006年5月 東日本営業部長 2008年8月 ユニット生産部長 2011年8月 無錫コーセル開発プロジェクト プロジェクトリーダー 2011年12月 無錫科索電子有限公司董事長 現在に至る 2013年8月 取締役 現在に至る 2013年8月 グローバル調達・生産担当 2014年5月 ミドルレンジグローバル電源担当 2015年8月 中国生産担当 2016年8月 生産統括 2017年8月 常務取締役生産統括 2020年8月 常務取締役S C M担当 2021年8月 常務執行役員S C M統括 現在に至る (重要な兼職の状況) ・無錫科索電子有限公司董事長	37,634株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>齊藤盛雄氏は、生産部門における革新活動や、営業経験などの豊富な業務経験を有しております。特に、中国生産事業の責任者として“無錫科索電子有限公司”の立ち上げから関与し、会社経営の基盤づくりを実践するなかで多くの知見を有しております。現在はS C M部門の責任者として、グローバルな視点から経営の監督を適切に行っており、その経験や知見により取締役会の意思決定の機能を高めております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	きよ さわ さとし 清 澤 聡 (1960年9月28日)	1983年4月 当社入社 2002年5月 総務部長 2010年8月 東日本営業部長 2011年8月 取締役 現在に至る 2011年8月 国内営業統括兼国内営業部長 2012年12月 営業統括 2013年8月 人事労務担当兼人財開発部長 2013年11月 営業統括兼人事労務担当 兼人財開発部長 2014年5月 営業統括・人事労務担当 2016年8月 品質管理・品質保証システム革新担当兼人事・労務担当 2020年5月 総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 2021年5月 総務・人事労務担当兼総務部長兼TQM推進室 室長 2021年8月 執行役員総務・人事労務担当兼総務部長兼TQM推進室 室長 2022年5月 執行役員総務・人事労務担当兼TQM推進室 室長 現在に至る	31,793株
<取締役候補者の選任理由> 清澤聡氏は、人事・人財育成の幅広い経験・実績を活かし、経営の柱とするTQM（総合的品質管理）を全社推進する中で、個人と組織、組織と組織が連動した体質強化の観点で経営の監督を適切に行っております。また、現場社員との対話を重視しつつ、全社の小集団活動、キャリア支援等による人財育成策への提言を通して、経営全体における意思決定の質を高め、グループ全体のガバナンス向上に貢献しております。 これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	やすだ いさお 安田 勲 (1963年1月11日)	1985年4月 当社入社 2007年5月 A S開発部長 2013年5月 I P S事業推進担当部長 2013年8月 取締役 現在に至る 2013年8月 開発統括 2013年12月 開発統括兼O S開発部長 2015年5月 開発統括 2016年8月 営業統括兼海外開発推進担当 2018年5月 営業統括 2020年5月 グローバル営業担当 2021年8月 執行役員グローバル営業担当 現在に至る	28,526株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>安田勲氏は、営業業務を執行する取締役として、経営の監督を適切に行っております。取締役会においては、経営計画に関する進捗、結果等に関し、市場、顧客動向を踏まえて適切な説明を行い、経営における意思決定の機能を高めております。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			
5	まの たつ や 真野 達也 (1969年9月7日)	1995年3月 当社入社 2011年5月 N S開発部長 2013年5月 要素技術開発部長 2013年12月 I P S開発部長 2016年8月 取締役 現在に至る 2016年8月 開発・技術統括 新ビジネス推進担当兼 I P S開発部長 2018年11月 開発・技術統括 新ビジネス推進担当 2020年5月 品質保証担当兼新ビジネス推進担当 2020年8月 品質保証担当兼 I T戦略担当兼新ビジネス推進担当 2021年8月 執行役員品質保証担当兼 I T戦略担当兼新ビジネス推進担当 現在に至る	12,148株
<p><取締役候補者の選任理由></p> <p>真野達也氏は、品質保証担当 兼 新ビジネス推進担当役員として、高度な技術と知見を有し、取締役会の意思決定の機能を高めております。業務執行においては、高度な技術に基づき、製品品質向上及び I T技術を基にした生産性向上を推進しております。また、当社の現有技術を応用できる分野に対し、人脈を生かした交流を行い、新ビジネスにつながる企画・検討を推進しています。</p> <p>これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
6	<p>うちだ やす ろう 内田 康郎 (1966年5月2日)</p>	<p>1998年4月 富山大学経済学部専任講師 2000年4月 同 助教授 2007年4月 同 准教授 2008年4月 同 教授 2010年10月 国際ビジネス研究会理事 現在に至る 2013年4月 富山大学経済学部経営学科長 2014年8月 異文化経営学会理事 現在に至る 2015年4月 富山大学経済学部副学部長 2015年7月 多国籍企業学会理事 現在に至る 2015年8月 当社社外取締役 現在に至る 2018年4月 兵庫県立大学大学院経営研究科 (現 兵庫県立大学大学院社会科学研究科) 教授 富山大学名誉教授 現在に至る (重要な兼職の状況) ・兵庫県立大学大学院経営研究科 (現 兵庫県立大学大学院社会科学研究科) 教授 ・富山大学名誉教授 ・国際ビジネス研究会理事 ・異文化経営学会理事 ・多国籍企業学会理事</p>	一株
<p><社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 内田康郎氏は、会社経営に関与したことはありませんが、大学教授として経営戦略(グローバル競争戦略)の研究や、他社事例を通じた実務的経営指導などに基づく専門的な知識や経験を活かし、当社の経営に対する監督と適切な助言をいただいております。また、同氏が選任された場合は、現在も指名・報酬委員会の委員長として活動いただいております。これらことから、引き続き、当社の役員候補者の選定や役員報酬等に関して、独立した立場から審議・提言いただきます。これらのことから、持続的な企業価値の向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式数
7	みす た あき お 翠 田 章 男 (1954年10月6日)	1977年4月 株式会社ポッカレモン入社 1981年5月 株式会社トンボ飲料入社 1987年6月 同社取締役専務 1998年6月 同社代表取締役社長 現在に至る 2017年8月 当社社外取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・株式会社トンボ飲料代表取締役社長 ・北陸清涼飲料工業協同組合理事長 ・富山商工会議所副会頭 ・富山経済同友会幹事 ・富山県食品衛生協会会長 ・学校法人浦山学園非常勤監事	一株
<p><社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要></p> <p>翠田章男氏は、老舗の清涼飲料メーカーのトップとして長年経営に携わり、経営に関する高い見識を有しておられます。また、外資系企業や国内大手が主導権を握る清涼飲料メーカーの中で、独自の技術、ノウハウを活かした製品開発を展開し、着実な成長を続けておられます。</p> <p>同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただきます。</p> <p>これらのことから、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものです。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2022年5月20日)現在の株式数を記載しております。
- また、コーセル役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。
3. 内田康郎氏及び翠田章男氏は、社外取締役候補者であります。
4. 内田康郎氏及び翠田章男氏は、現に当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって内田康郎氏が7年、翠田章男氏が5年となります。
5. 当社は、内田康郎氏及び翠田章男氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、内田康郎氏及び翠田章男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	たにのみつひこ 谷野光彦 (1955年11月27日)	1996年7月 当社入社 2002年5月 経理部長 2007年8月 取締役総務・経理統括兼経理部長 2010年8月 取締役管理部長 2013年8月 非常勤顧問 2016年8月 当社非常勤監査室室長 2018年8月 当社常勤監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・特になし	13,340株
<p><監査等委員である取締役候補者の選任理由> 谷野光彦氏は、当社の取締役をはじめ管理部門を統括する取締役としての就任経験もあり、現在は常勤監査役としてグループの監査体制の構築とガバナンス体制の強化を行っております。 監査等委員会設置会社移行後は、常勤の監査等委員である取締役として、これまでに蓄積した知識と経験を基に、監査・監督機能の充実を図れるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
2	さ えき やす ひろ 佐伯康博 (1947年10月13日)	1978年4月 佐伯法律事務所開設 現在に至る 2003年6月 株式会社広貫堂社外監査役 現在に至る 2003年8月 当社社外監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) ・佐伯法律事務所所長 ・株式会社広貫堂社外監査役	5,327株
<p><監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 佐伯康博氏は、弁護士としての豊富な業務経験と専門的知識を有し、高い見識をもとに独立した立場から、取締役会の意思決定及び監査・監督機能の強化を図れるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	いぬ しま しんいちろう 犬島伸一郎 (1940年3月20日)	1963年4月 株式会社北陸銀行入行 1996年6月 同行専務取締役 1998年6月 同行取締役頭取 1998年7月 社団法人富山県銀行協会会長 2002年6月 株式会社北陸銀行特別顧問 2003年6月 同行特別参与 2008年8月 当社社外監査役 現在に至る 2015年6月 トナミホールディングス株式会社社外取締役 現在に至る	一株
<p><監査等委員である社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割の概要> 犬島伸一郎氏は、株式会社北陸銀行取締役頭取を経験されるなど、経営に関する幅広い知識・経験を有しており、その企業経営者としての豊富な経験や識見を活かして、客観的な立場から監査をしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2022年5月20日)現在の株式数を記載しております。また、コーセル役員持株会における本人持ち分を含めて記載しております。
3. 佐伯康博氏及び犬島伸一郎氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
4. 当社は、佐伯康博氏及び犬島伸一郎氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の選任をご承認いただいた場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、佐伯康博氏、犬島伸一郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ておりません。両氏の選任をご承認いただいた場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

(ご参考) 取締役(監査等委員含む)のスキルマトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決した場合の取締役(監査等委員含む)のスキルマトリックスは下記のとおりとなります。

ふりがな 氏名	当社における 本総会後の地位	就任の 委員会	取締役が有する専門性・経験等							
		指名・報酬 ★は委員長	経営戦略	財務会計	営業・マー ケティング	研究開発 生産技術	IT・デジタル	人事労務・ 人財開発	環境	法務
たにかわまさ 谷川正人	代表取締役社長	○	○	○				○		
さいとうもり 斉藤盛雄	取締役		○	○	○	○		○		
きよさわさとし 清澤聡	取締役		○	○				○	○	○
やすだいさお 安田勲	取締役		○		○	○	○			
まのたつや 真野達也	取締役		○		○	○	○			
うちだやすろう 内田康郎	社外取締役(独立)	★	○		○					
みずたあきお 翠田章男	社外取締役(独立)	○	○	○				○	○	
たにのみつひこ 谷野光彦	取締役 監査等委員			○						○
さえきやすひろ 佐伯康博	社外取締役(独立) 監査等委員			○					○	○
いぬしましんいちろう 犬島伸一郎	社外取締役(独立) 監査等委員		○	○						○

(注) 2021年6月16日開催の取締役会から、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図るため、任意の諮問機関として「指名・報酬委員会」を設置しております。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬限度額は、2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬額を固定枠として年額200百万円以内（うち社外取締役は年額20百万円以内）、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とすることを決議いただいております。

監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を固定枠として年額200百万円以内（うち社外取締役は年額200百万円以内）、変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とさせていただきたいと存じます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において決議いただいた金額と同額であります。

本議案は、経済情勢、当社の規模、取締役の人数および他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

第1号議案「定款の一部変更の件」及び「第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」承認をもって効力を生じるものいたします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の監査役の報酬限度額は、2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、年額30百万円以内とすることを決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額30百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の報酬額の設定は、これまでの監査役の報酬額、対象取締役の人数水準及び監査等委員である取締役の職責等を照らした報酬枠として、総合的に勘案したものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第1号議案「定款の一部変更の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」承認をもって効力を生じるものといたします。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。

本制度は、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会において決議いただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、あらためて本株主総会に付議するものであります。

本制度の対象は、業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）であります。また、その報酬金額は、取締役の報酬の固定枠（年間200百万円以内）及び変動枠（前事業年度の当期純利益の1%以内の額）の合計額の内枠にて、年間30百万円（3事業年度合計90百万円）を上限としております。

上記を含む本制度の概要はいずれも従来の制度から特段の変更はございません。

第1号議案「定款の一部変更の件」及び第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案通り承認可決されますと、対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）は5名となります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年5月21日から
2022年5月20日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大による停滞状況から、各国でワクチン接種が進展したことにより、先進国を中心に経済活動の正常化が進み、企業活動も回復傾向が続きました。しかしながら、新たな変異株による新型コロナウイルス感染症の再拡大、世界的な半導体等の入手難に加え、ロシアのウクライナ侵攻の影響による資源・エネルギー価格の高騰など、世界経済の先行きは不透明な状況にあります。

エレクトロニクス業界におきましては、経済活動の正常化に向け、今後の生産増加に備えた在庫積み増しのための需要増加が継続しました。また、世界的な半導体需要の高まりから、半導体製造・増産を目的とした設備投資が進んでおりますが、依然として半導体等部品材料の入手難が継続しております。さらに中国における新型コロナウイルス感染症再拡大に伴う都市封鎖によるサプライチェーンの混乱もあり、各社の生産計画に影響が出ております。

このような情勢の中で当社グループは、新型コロナウイルス感染症の影響によるお客様への訪問営業の制限が徐々に緩和されつつある中、電話・メール・ウェブを中心とした拡販活動に注力してまいりました。

新製品につきましては、ピーク電力に対応した自然空冷大容量タイプAC-DC電源「AEA600F/1000F」、小型基板単体シングル出力AC-DC電源「LHP150F/300F」及び「LHA10F/15F」、小型高絶縁DC-DCコンバータ「MHFS6/MHFW6」、三相交流入力用ノイズフィルタ「TSD600」を市場投入しております。また、海外市場向けには医用電気機器規格に対応した、ユニット型AC-DC電源「PJMA300F」を市場投入いたしました。

また、生産面においては、前期から継続して新型コロナウイルスの感染予防に努めるとともに、需要急増への対応として、部品材料の安定調達に注力してまいりましたが、一部の部品材料において入手難が継続しており、当社グループの生産活動に影響が生じておりました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高は571億66百万円（前連結会計年度比103.2%増）、売上高は280億77百万円（同3.9%増）となりました。利益面におきましては、売上高の増加、人件費や経費の節減効果および為替による影響等があったものの、部品材料の値上げによる材料費率の上昇により、経常利益は29億82百万円（同13.1%減）となりました。その一方で、前連結会計年度においては多額の減損損失を計上しており、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益については18億95百万円（同75.9%増）となりました。なお、当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用したことにより、当連結会計年度において、売上高及び売上原価がそれぞれ65百万円増加しております。

セグメントの業績は、以下のとおりであります。

1) 日本生産販売事業

日本国内では、F A関連、半導体製造装置関連、医療機器関連需要が堅調に推移する中、部品材料の入手難による当社製品のリードタイム長期化に伴い、先々を見込んだ手配需要の大幅な増加が継続しております。

営業活動につきましては、当社が重視する訪問面談が新型コロナウイルス感染症拡大による制限から徐々に緩和されつつある中、販売店との情報共有強化を図り、お客様とのウェブ面談やメールを中心とした活動に取り組んでまいりました。

この結果、外部顧客への売上高は、177億83百万円（前連結会計年度比3.8%増）、セグメント利益は23億98百万円（同18.4%減）となりました。

2) 北米販売事業

米国では、新型コロナウイルス感染症拡大による停滞から回復し、半導体装置関連で堅調に推移しているものの、部品材料の入手難に対する懸念から、先行手配に伴う需要増加が継続しております。一方で、当社グループにおいても部品材料の入手難等の影響があり、北米販売事業の売上については低調に推移しました。

営業活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による制限が緩和される中、ウェブやメールを中心にファクトリーレップとの連携を図りつつ、拡販活動に注力してまいりました。新製品につきましては、動画を用いてプロモーション強化に取り組んでまいりました。

この結果、外部顧客への売上高は、20億43百万円（前連結会計年度比0.5%減）、セグメント利益は1億70百万円（同20.0%減）となりました。

3) ヨーロッパ生産販売事業

ヨーロッパでは、新型コロナウイルス感染症再拡大の影響から回復し、需要が増加傾向にあります。当社グループにおいても部品材料の入手難等の影響がありましたが、ヨーロッパ生産販売事業の売上においては、下半期からP R B X製品の売上が回復したことで、好調に推移しました。

営業活動につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による行動制限が徐々に緩和されつつありますが、テレワーク中心の拡販活動に注力してまいりました。

この結果、外部顧客への売上高は、55億58百万円（前連結会計年度比13.2%増）、セグメント損失は6百万円（前連結会計年度はセグメント損失4億65百万円）となりました。

4) アジア販売事業

アジアでは、F A関連、半導体製造装置関連、医療機器関連の需要が好調に推移し、日本地域同様先々を見込んだ手配需要の大幅な増加が継続しております。一方で、当社グループにおいては部品材料の入手難等の影響があり、アジア販売事業の売上については低調に推移しました。

営業活動につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、電話・メール・ウェブを使った拡販活動が中心になっており、特に新規開拓のためのウェブマーケティングに注力しております。

この結果、外部顧客への売上高は、26億91百万円（前連結会計年度比7.8%減）、セグメント利益は1億29百万円（同14.7%減）となりました。

5) 中国生産事業

中国生産事業におきましては、先行手配による需要増加が継続しております。これに対応すべく、生産能力の増強を進めており、新製品においてはLHA10F/15Fの生産・出荷を開始いたしました。一方で、部品材料の入手難や価格高騰、新型コロナウイルス感染症再拡大による中国での都市封鎖の影響等により、生産活動の一部に影響が生じております。

この結果、セグメント間の内部売上高は、17億66百万円（前連結会計年度比27.3%増）、セグメント利益は83百万円（同40.2%減）となりました。

なお、参考までに記載すると製品別の業績は、次のとおりであります。

（製品別売上高及び受注高）

製 品 区 分	売 上 高	受 注 高
ユ ニ ッ ト 電 源	15,348百万円	32,555百万円
オ ン ボ ー ド 電 源	6,941百万円	16,128百万円
ノ イ ズ フ ィ ル タ	1,409百万円	2,385百万円
P R B X 製 品 (※)	4,378百万円	6,097百万円
合 計	28,077百万円	57,166百万円

(※)PRBX製品：Powerbox International ABが開発、製造、販売する製品。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業グループの設備投資の総額は8億15百万円であり、その主なものは、当社生産設備の増強、更新ならびに新製品開発に伴う金型製作によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第50期	第51期	第52期	第53期
	(2018. 5. 21 ～2019. 5. 20)	(2019. 5. 21 ～2020. 5. 20)	(2020. 5. 21 ～2021. 5. 20)	(当連結会計年度) (2021. 5. 21 ～2022. 5. 20)
売上高(千円)	27,876,518	23,865,405	27,020,744	28,077,053
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	2,130,385	303,973	1,077,592	1,895,493
1株当たり当期純利益(円)	59.41	8.73	31.07	55.50
総資産(千円)	44,295,610	42,291,553	44,506,467	45,722,449
純資産(千円)	40,117,972	38,271,163	39,354,443	40,939,762
1株当たり純資産額(円)	1,127.63	1,103.08	1,133.33	1,198.95

(注) 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式数により、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有しておりません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
COSEL USA INC.	700千米ドル	100.00%	当社製品の販売
COSEL EUROPE GmbH	51千ユーロ	100.00%	当社製品の販売
COSEL ASIA LTD.	200千米ドル	100.00%	当社製品の販売
科索(上海)電子有限公司	1,655千人民币	100.00% (100.00%)	当社製品の販売
無錫科索電子有限公司	145,501千人民币	100.00%	当社製品の製造
上海科素商貿有限公司	1,259千人民币	70.00%	当社製品の輸出
Powerbox International AB	27,659千SEK	100.00%	自社製品製造販売及び当社製品販売

(注) 出資比率欄の()内の数字は、間接出資比率を内数として表示しております。

(4) 対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症再拡大の懸念は残るものの、ワクチン接種の進展や各国の経済対策によって、回復基調が継続するものと思われます。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻に伴う地政学リスクの高まり、中国におけるゼロコロナ政策に伴う都市封鎖など世界経済の不確実性や、国際政治情勢の混迷が強まっており、予断を許さない状況が続くものと思われます。

当社グループが属するスイッチング電源市場を取り巻く環境としては、IoT、AI、5G分野の広がりによって、半導体製造装置を中心にFA関連機器、通信機器関連等の需要が堅調に推移すると想定しております。

このような環境の下で、当社グループは経営理念である「品質至上」を核に、品質保証体制の強化と受注変動に強いものづくり体制の構築、新製品開発力強化に取り組むとともに、売上拡大に向けて、顧客密着営業活動と新製品拡販活動に注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2022年5月20日現在）

当社グループは、直流安定化電源の製造・販売を主たる事業としております。直流安定化電源を機器に取り付ける形態により①ユニット電源（据置型タイプ）と②オンボード電源（プリント基板実装型タイプ）に区分し、③ノイズフィルタに加え、④PRBX製品の4つの製品区別で事業活動を展開しております。

製品区分	主要取扱製商品・事業内容
① ユニット電源	日本及び中国を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、制御機器や半導体製造装置、医療機器市場等へ供給しております。
② オンボード電源	日本を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、通信・放送機器や制御機器、医療機器市場等へ供給しております。
③ ノイズフィルタ	日本を主要拠点として開発・製造し、日本国内、北米、欧州及びアジア市場に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品を主軸に、一般産業機器や医療機器市場等へ供給しております。
④ PRBX製品	スウェーデン及びドイツを主要拠点として開発・製造し、欧州市場を中心に販売展開しております。 汎用性のあるカタログ品とお客様の仕様に合わせたカスタム品を中心に、制御機器や医療機器、鉄道・航空等輸送関連市場へ供給しております。

当社グループの各会社の関連につきましては、「(3)重要な親会社及び子会社の状況」をご参照ください。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年5月20日現在)

コ ー セ ル 株 式 有 限 公 司	本 社	富山県富山市上赤江町一丁目6番43号
	営 業 所	首都圏(神奈川県)、長野、さいたま、水戸、宇都宮、大阪、広島、九州(福岡県)、名古屋、静岡、富山
	工 場	本社(富山県)、立山(富山県)
	研 究 ・ 開 発 拠 点	R&Dセンター(富山県)
COSEL USA INC.	本 社 (子 会 社)	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンノゼ
COSEL EUROPE GmbH	本 社 (子 会 社)	ドイツ連邦共和国フランクフルト市
COSEL ASIA LTD.	本 社 (子 会 社)	中国特別行政区香港
	営 業 所	インドベンガルール、韓国ソウル
無錫科索電子有限公司	本 社 (子 会 社)	中国江蘇省無錫市
上海科素商貿有限公司	本 社 (子 会 社)	中国上海市
Powerbox International AB	本 社 (子 会 社)	スウェーデン王国ストックホルム市
E P L A X G m b H	本 社 (子 会 社)	ドイツ連邦共和国ブレーメン市

(7) 使用人の状況 (2022年5月20日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
日 本 生 産 販 売 事 業	482(97)名	1名増(7名減)
北 米 販 売 事 業	12(一)名	1名増(一)
ヨ ー ロ ッ パ 生 産 販 売 事 業	124(13)名	7名減(2名増)
ア ジ ア 販 売 事 業	26(一)名	1名増(一)
中 国 生 産 事 業	46(一)名	4名減(一)
合 計	690(110)名	8名減(5名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
482(97)名	1名増(7名減)	40.7歳	16.9年

(注) 使用人数は就業員数(子会社等への出向者10名は除く)であり、臨時雇用者、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月20日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2022年5月20日現在）

- ① 発行可能株式総数 80,000,000株
- ② 発行済株式の総数 35,712,000株
- ③ 株主数 6,802名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
鮎久晴	4,071千株	11.95%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,128千株	9.18%
買場清	2,811千株	8.25%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,368千株	6.95%
若土征男	1,465千株	4.30%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 北陸銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	1,117千株	3.28%
コーセル取引先持株会	776千株	2.28%
S M B C 日興証券株式会社	739千株	2.17%
町野利道	687千株	2.02%
コーセル従業員持株会	640千株	1.88%

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,625,429株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	2,800株	1名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告36ページ「(2) ⑤ 2) 「業績連動型株式報酬」に記載しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年5月20日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	谷川正人	社長執行役員 富山県機電工業会副会長
取締役	斉藤盛雄	常務執行役員 S C M 統括兼無錫科索電子有限公司董事長
取締役	清澤聡	執行役員総務・人事労務担当兼総務部部长兼TQM推進室室長
取締役	安田勲	執行役員グローバル営業担当
取締役	真野達也	執行役員品質保証担当兼 I T 戦略担当兼新ビジネス推進担当
取締役	内田康郎	兵庫県立大学大学院社会科学部研究科教授 富山大学名誉教授 国際ビジネス研究会理事 異文化経営学会理事 多国籍企業学会理事
取締役	翠田章男	㈱トシボ飲料代表取締役社長 北陸清涼飲料工業協同組合理事長 富山商工会議所副会頭 富山経済同友会幹事 富山市食品衛生協会会長
常勤監査役	谷野光彦	
監査役	佐伯康博	佐伯法律事務所所長 ㈱廣貴堂社外監査役
監査役	犬島伸一郎	トナミホールディングス㈱社外取締役

- (注) 1. 取締役 内田康郎及び翠田章男の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 佐伯康博及び犬島伸一郎の両氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 内田康郎及び翠田章男、ならびに監査役 佐伯康博の各氏を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
 4. 常勤監査役 谷野光彦氏は、長年の経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
 5. 監査役 佐伯康博氏は、弁護士の資格を有しており、財務及び会計に関しても相当程度の知見を有するものであります。
 6. 社外取締役及び社外監査役の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 理 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小西有吉	2021年8月10日	任期満了	常務取締役 財務・経理担当

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 内田康郎及び翠田章男、ならびに監査役 佐伯康博及び犬島伸一郎の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

④ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

1) 取締役の報酬制度の概要

当社の役員報酬制度は、企業価値の継続的な向上を可能とするよう、短期のみでなく中長期的な業績向上への貢献意欲を高める目的で設計しており、職務執行の対価として毎月固定額を支給する「月額報酬」と、当該事業年度の業績に連動した「役員賞与」、及び中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした「業績連動型株式報酬」によって構成されております。

2) 役員報酬の決定方法に関する方針等

総報酬及び月額報酬については、当社を取り巻く経営環境を踏まえ、定期的に外部専門会社の調査データに基づき、同業他社又は同規模の他社報酬水準の客観的データ等を利用しながら、役位と職務価値を勘案し妥当な水準を設定することにしております。

各取締役への取扱いや監査役への金額の決定方法は、独立社外取締役を含む取締役会で協議・決議された「役員報酬に関する内規」に基づいております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

2021年6月16日開催の取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の構成メンバーは3名で、うち2名は委員長も含め独立社外取締役としております。より一層手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図っております。

イ. 月額報酬（固定報酬）に関する方針

株主総会においてその総枠を決議し、配分方法の取扱いを取締役会で協議したうえで、役員別報酬額を社長が決定しております。具体的には、役位ごとの職務に応じた基本報酬テーブルが設定されており、前年度の企業価値向上に向けた貢献度や、役割の遂行度合いを当該取締役と代表取締役が協議した評価結果（額の5段階評価）を基準として毎年株主総会後に設定されております。

監査役の報酬等は、監査役会において決定されており、固定の基本報酬のみとしております。

ロ. 役員賞与に関する方針

支給対象を社内取締役とし、各取締役の職責に基づき、各事業年度の連結経常利益率に基づいた支給割合が設定されております。具体的には、連結経常利益率10%以上から、個々の取締役の月額報酬に対する倍率を定め支給額としております。

なお、変動枠である当期純利益の1%以内に設定し、連結経常利益率が10%未満の場合は支給いたしません。

ハ. 業績連動型株式報酬に関する事項

支給対象を社内取締役とし、各取締役の職責に基づき、中期経営計画の目標達成割合と係数に基づいた支給割合が設定されております。

取締役への「業績連動型株式報酬制度」の詳細については、「⑤取締役及び監査役の報酬等の総額 2) 業績連動型株式報酬」に記載しております。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

事業年度に係る取締役（社外取締役を除く）の個人別「基本報酬」及び「役員賞与」は取締役会の授権を受けた代表取締役社長谷川正人に委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

なお、社外取締役については株主総会決議で定められた社外取締役報酬枠内で決定、監査役については、株主総会決議により定められた監査役報酬枠内で、監査役会での協議により決定しております。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等の総額

1) 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	業績連動型 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	136,007 (8,940)	119,010 (8,940)	8,590 —	8,407 —	8 (2)
監査役 (社外監査役)	22,860 (7,500)	22,860 (7,500)	— —	— —	3 (2)
合計	158,867	141,870	8,590	8,407	11

- (注) 1. 2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う取締役及び監査役に対する退職慰労金打ち切り支給について決議され、役員退職慰労引当金は長期未払金へ振替しております。
2. 2012年8月10日開催の第43回定時株主総会において、取締役の報酬額を固定枠として年額200百万円以内（うち、社外取締役は年額200百万円以内）変動枠として前事業年度の当期純利益の1%以内の額の合計額とすること、また、監査役の報酬額を年額30百万円以内とすることについて決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役員数は7名（うち社外取締役0名）であり、監査役員数は3名（うち社外監査役2名）であります。
3. 2017年8月9日開催の第48回定時株主総会において、当社の業務執行取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度の導入を決議いただいております。業績連動型株式報酬は、取締役の報酬の固定枠（年間200百万円以内）及び変動枠（前事業年度の当期純利益の1%以内の額）の合計額の内枠にて、年間30百万円（3事業年度合計90百万円）を上限としております。上記の報酬等の額には、当事業年度に費用計上した金額13百万円も含まれております。当該株主総会終結時点の取締役員数は7名（社外取締役を除く）であります。
4. 業績連動型株式報酬における2022年5月実績は、2) 業績連動型株式報酬の記載に基づいて算出しました。各業務執行取締役の達成割合（※2）は83%でありました。
5. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
6. 上表には、2021年8月10日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬等の額が含まれております。なお、当事業年度末日現在の取締役員数は7名（うち社外取締役2名）であり、監査役員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

2) 業績連動型株式報酬

当社は、2017年8月9日開催の第48回定時株主総会決議により、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）を対象に、当社グループ全体の中長期的な業績向上、企業価値の増大への貢献意欲と株主重視の経営意識を一層高めることを目的に、業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）として導入いたしました。

イ. 本制度の概要

本制度は、対象取締役向けの自社株式によるインセンティブ・プランであり、対象取締役に対して、役割・職務・職位に基づき、会社業績指標の達成度に応じて当社普通株式を交付する業績連動型の株式報酬制度であります。対象取締役への当社普通株式の交付は、下記に記載の対象期間終了後に行います。

ロ. 本制度の仕組み

本制度は、具体的には、以下の手順に従って実施いたします。なお、本制度は会社業績指標の達成率等に応じて当社普通株式を交付することから、本制度の導入時点では、株式を交付するか否か並びに株式を交付することになる対象取締役及び交付する株式数は確定しておりません。

当社は、下記に記載のとおり3事業年度を対象期間とし、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める。）を定め、対象期間における事業年度ごとの会社業績の数値目標の達成割合に応じて、当社普通株式を交付いたします。

当社が当社普通株式を交付する際は、当社による株式発行又は自己株式の処分により行われ、当社普通株式を交付する対象取締役及び交付する株式数は、対象取締役に特に有利にならない範囲内で対象期間経過後の取締役会で決定いたします。この場合、当社から対象取締役に対して金銭報酬債権を付与し、対象取締役は、当該株式発行又は自己株式の処分に際して当該金銭報酬債権を現物出資することにより、当社普通株式を取得します。

ハ. 本制度の対象期間

本制度の対象期間は3事業年度とし、2021年5月20日で終了する事業年度から2023年5月20日で終了する事業年度までの3事業年度とします。

ニ. 本制度に基づき対象取締役に対して交付される当社株式数

当社は、対象期間における当社連結売上高、連結営業利益及び連結ROEの各目標の達成割合に応じて、基準となる報酬債権の金額（各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて定める）を定め、それに所定の数値を乗じて個々の対象取締役に対して給付する金銭報酬債権の金額については交付する株式数を算出いたします。当該交付株式数についても、当社普通株式を引き受ける対象取締役特に有利とならない範囲内で、取締役会において決定いたします。また、算出した個々の対象取締役に対して交付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式は切り捨てるものいたします。

[算式]

◎交付株式数

＝報酬債権の金額（※1）×15%×達成割合（※2）/基準株価（※3）

上記計算式にて算出された各事業年度算出数の3事業年度合計

（※1）報酬債権の金額

各対象取締役の役割・職務・職位に基づく報酬基準に応じて、各事業年度の8月に決定する年額基本報酬

（※2）達成割合＝i＋ii＋iii

i. 連結売上高の達成割合＝業績連動係数×30%

ii. 連結営業利益の達成割合＝業績連動係数×40%

iii. 連結ROEの達成割合＝業績連動係数×30%

※業績連動係数は、数値目標に対する水準を100%として、業績達成度合いに応じて0.0～1.2の範囲で定めます。

（※3）基準株価＝各事業年度末の株価終値（期末日が休日の場合は前営業日の終値）

当社が対象取締役に交付する当社普通株式の総数は、年間3万株（3事業年度合計9万株）を上限といたします。ただし、当社の発行済株式の総数が、株式の併合、株式の分割、株式無償割当て等によって増減した場合は、当該上限及び対象取締役に対する交付株式数は、その比率に応じて合理的に調整されます。

また、上記に定める数の当社普通株式の交付を行うことにより、上記②に定める金銭報酬債権の金額の上限又は上記の交付株式総数の上限を超えるおそれがある場合には、当該上限を超えない範囲内で、各対象取締役に対して交付する株式数を按分比率等の合理的な方法により減少させます。

ホ. 本制度の株式交付要件

本制度においては、対象期間が終了し、以下の株式交付要件を満たした場合に、対象取締役に対して当社普通株式を交付いたします。

- ・対象期間中に当社取締役として在任したこと
- ・一定の非違行為がなかったこと
- ・その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要であると取締役会が定める要件
 - （※1）対象期間中に対象取締役が当社が正当と認める理由により退任する場合には、退任時までの在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。
 - （※2）対象期間中に新たに就任した対象取締役についても、在任年数に応じて按分した数の当社普通株式を交付いたします。

へ、本制度によって割り当てられた株式の取り扱いについて

本制度によって割り当てられた株式については、対象取締役が当社の取締役を退任するまでの間、譲渡制限を設定いたします。

ト、2023年5月20日で終了する中期3事業年度の数値目標(第9次中期経営計画での目標)

区 分	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期
連結売上高	26,000百万円	28,000百万円	30,000百万円
連結営業利益	1,900百万円	3,360百万円	4,500百万円
連結ROE	3.3%	6.0%	8.0%

(注) 環境に応じて、目標数値を変更する場合があります。

⑥ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	内 田 康 郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しました。内田康郎氏は、社外取締役に就任以降、グローバル経営戦略を専攻する大学教授として、豊富な知識・知見に基づき当社の経営に対する監督と、経営戦略における助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、グローバル的なコロナ禍の中で、あるべき営業戦略についての助言や業界別の動向等についての助言など、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されています。また、2021年6月16日の取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員長に就任し、さらなる手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実に寄与しております。
取 締 役	翠 田 章 男	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席しました。翠田章男氏は、社外取締役に就任以降、企業経営者として豊富な経験と幅広い知識・知見に基づき当社の経営に対する監督と、経営戦略における助言など、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 当事業年度においては、経費などのコスト面について、また品質管理面やSDGsについての助言など、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されています。また、2021年6月16日に取締役会で決議した任意の諮問機関である「指名・報酬委員会」の委員に就任し、さらなる手続きの公平性、透明性、客観性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の充実に寄与しております。
監 査 役	佐 伯 康 博	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	犬 島 伸 一 郎	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に、監査役会15回のうち15回に出席し、必要に応じ、議案審議等に必要発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額及び当該報酬について監査役会が同意をした理由

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,000千円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、Powerbox International AB及びCOSEL ASIA LTD. は当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 監査役会は、会計監査人の報酬の同意にあたり、その妥当性について以下の点から検討を行いました。
- ・ 監査計画と実績の比較検討
 - ・ 監査実績及び意見の内容
 - ・ 新年度監査計画における、監査工数及び配員計画と経験年数の検討
 - ・ 新年度監査報酬額の業界及び同等企業との比較検討

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会が監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、経営の基本的な考え方として「品質至上を核に社会の信頼に応える」の経営理念に基づき総合的品質管理（TQM）の思想と手法を駆使して体質の改善を図る。

そのために、目標と方策を明確に示し、方針管理の全社的展開によって競争激化している直流安定化電源市場の中で生き残りを図り、魅力ある製品で社会の信頼に応えていく。

この考えを実現していくため、法令遵守（以下「コンプライアンス」という。）を掲げ、当社及び子会社の役員及び使用人（従業員、派遣社員、その他当社業務に従事する全ての従業員。以下同じ。）がとるべき「倫理憲章・自主行動基準」を定め、その徹底を図るために以下の体制を構築する。

- 1) コンプライアンスは、日常の業務における基本行動であり、これを徹底するため、総務部門統括取締役を総括責任者とし、総務部門が体制の構築、維持、教育・啓蒙に当たる。
- 2) 内部監査部門である社長直轄の監査室は、業務が法令、定款及び社内規定に準拠して行われているかを検証し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。
- 3) 取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、法令及び社内規定に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- 1) 「リスク管理規定」を定め、全社のリスクを以下の2)、3)に区分し、取り組む。
- 2) 平常時のリスク管理に関しては、方針管理活動の中で部門別年度方針管理項目及び日常管理項目として取り上げ、各部門が主体となって取り組む。
- 3) 災害、事故、火災等の不測事態に対する危機管理に関しては、「危機的状況発生時の対応規定」を定め、「緊急時の初動マニュアル」等に従い、人命の保護、救出と顧客への影響を最小限にする措置を最優先として取り組むとともに、「リスク管理・コンプライアンス委員会」で対象リスクの見直し、評価、対応策の検討、実施を行う。また、「BCP（事業継続計画）規定」を定め、不測事態において早急に事業を復旧する体制を構築する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社グループのビジョン実現のため、総合的品質管理（TQM）による方針管理を徹底し、効率的かつ革新的な業務執行に取り組む。
 - 2) 方針管理活動は、各部門の長をメンバーとする方針策定会議において中期及び年度経営方針項目を審議、検討し、取締役会で承認、決定する。
 - 3) 取締役会は、原則月1回開催し、業務執行に係る重要事項の意思決定及び業務執行の監督を行う。
- ⑤ 当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社のリスク管理体制及びコンプライアンス体制は、子会社も含めたグループ全体を対象とする。
 - 2) 当社子会社の業務執行については、当社の取締役会で定期的な報告をさせ、あらかじめ定められた重要事項については当社の取締役会における決裁を必要とする。
 - 3) 内部監査部門である監査室は、当社及び子会社各社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び責任者に報告するとともに、内部統制の改善のための指導、助言を行う。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、ならびに当社の監査役等の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて取締役会は監査役と協議のうえ、使用人を置く。なお、使用人の任命、評価、異動、懲戒等の決定に当たっては事前に監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
 - 2) なお、当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務執行に際しては監査役の指揮命令下に入る。
- ⑦ 当社の取締役及び使用人ならびに子会社の取締役、使用人等が当社監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、取締役会に出席する他、必要に応じて重要な会議に出席し、自ら必要な情報を収集する。また、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することができる。
 - 2) 当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
 - 3) 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接担当部門や当該子会社の執行部門からその報告を受ける。

- ⑧ 監査役等に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、「倫理規定」や「内部通報規定」等により通報者等の保護について整備する。
 - 2) 「内部通報規定」等が適正に運用されているかどうかを監視する仕組みやその仕組みが適正に運用されているかについては、監査室による内部監査により確認する。
 - 3) 「内部通報規定」において、当社常勤監査役を内部通報の窓口として設定する。
- ⑨ 当社の監査費用の前払または償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に係る事項
- 1) 通常の監査費用については、監査役等の監査計画に応じて予算化する。
 - 2) 監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払または償還等の請求をした場合は、当該監査役の職務の遂行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ⑩ その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を定期的に行う。
 - 2) 監査役は、必要に応じて内部監査部門である監査室と連携をとり、監査役監査を行う。
 - 3) 監査役は、必要に応じて内部監査部門及び公認会計士等と連携をとり、監査の実効性を確保する。
- ⑪ 財務報告の適正性を確保するための体制
- 当社グループは、財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」を策定し、有効かつ効率的な財務報告に係る全社統制、決算財務報告プロセス、業務処理プロセス等、内部統制の整備・運用及び評価を行う。
- ⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え及びその整備状況
- 1) 基本的な考え方
当社グループは、反社会的勢力との関係は法令違反に繋がるものと認識し、「一切の関係を持たない」という姿勢で臨み、関係排除に取り組む。
 - 2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況
当社グループでは、反社会的勢力との関係排除については、法令及び社会倫理に則り対応することが重要であるとの認識から、グループ全体が法令・社会倫理に適合した行動をとる指針として「倫理憲章」及び「自主行動基準」を「倫理規定」の中に定め、その周知・徹底を図っている。また、定期的な研修を行うことで、反社会的勢力排除に向けた更なる社会倫理の浸透に取り組んでいる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

I. 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を、当社の監査室が「第53期監査実施計画書」に基づき内部監査を実施し、改善を進めてまいりました。また、監査室は、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本計画」に基づき、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施いたしました。

II. コンプライアンスに対する取組みの状況

法令遵守体制の点検・強化につきましては、総務部門統括取締役を総括責任者とした総務部門が中心となって進めており、当社及び子会社の役員及び使用人がとるべき行動指針として定めた「倫理憲章・自主行動基準」に基づき、役職員に対してコンプライアンス教育として、「ハラスメント・下請法」をテーマとした教育を2022年2月に実施しております。

また、当社グループにおいて「内部通報規定」等を制定し、当社常勤監査役及び第三者機関を窓口としたヘルプラインを当社及び子会社に設置しており、適切に運用されているかどうかを、監査室による内部監査にて確認しております。

III. リスク管理

当社の「リスク管理・コンプライアンス委員会」を年4回開催し、対象リスクの見直し、評価、対応策の検討・実施を行っております。また、総務担当部門が主体となって、地震・火災等災害発生を想定した訓練も適宜行いました。

IV. 子会社経営管理・業務執行

子会社の経営管理・業務執行につきましては、当社の海外営業部門統括取締役や経理部部長を統括責任者とした各主管部門にて子会社の経営管理・業務執行体制を整備・統括するとともに、事前協議事項について、子会社から事前承認申請または報告を行っております。また、当社の監査室や監査役会は、子会社に対する監査を実施しており、グループ経営に対応したモニタリングを実施しております。

V. 取締役の職務執行

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役7名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。取締役会は14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、「取締役会規則」や「職務権限規定」、「職務分掌規定」を定め、責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

VI. 監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されています。監査役会は15回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。

また、監査役は、取締役会への出席や経営会議及びその他重要な会議への出席を通じて、あるいは稟議書等を常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。更に、会計監査人、監査室等の内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施しており、当社の内部統制システム全般をモニタリングしております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、利益配分につきましては、経営の重要政策と認識し、収益力の拡充を図りながら業績に連動した配当を行っており、配当性向35%（連結）を目処とした利益還元を行うこととしております。

また、内部留保金につきましては、新製品開発及び研究開発投資や生産関連設備投資、自己株式の取得、業容拡大に向けた財務体質の強化などに充当していく所存であります。当社は、年2回配当を行うこととしており、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨、また期末配当の基準日は毎年5月20日、中間配当の基準日は毎年11月20日とする旨を定款に定めております。

当期の配当金につきましては、業績を総合的に勘案して、期末配当を1株当たり13円とさせていただきます。これにより、1株当たり年間配当金は、中間配当13円と合わせ26円となり、配当性向（連結）は46.8%、純資産配当率（連結）は2.2%となります。

(注) 本事業報告中で記載の金額及び株式数については、それぞれ表示単位未満は切捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	33,330,966	流 動 負 債	3,857,680
現金及び預金	13,580,933	買掛金	1,737,549
受取手形及び売掛金	9,172,308	短期借入金	64,951
有価証券	1,800,000	未払金	408,324
商品及び製品	1,576,356	リース債務	86,723
仕掛品	595,498	未払法人税等	283,710
原材料及び貯蔵品	6,181,421	賞与引当金	418,678
その他	430,096	製品保証引当金	163,000
貸倒引当金	△5,648	その他	694,741
固 定 資 産	12,391,483	固 定 負 債	925,005
有 形 固 定 資 産	7,217,082	退職給付に係る負債	230,994
建物及び構築物	3,695,235	繰延税金負債	273,821
機械装置及び運搬具	1,422,231	リース債務	281,098
工具、器具及び備品	539,027	その他	139,091
土地	1,184,262	負 債 合 計	4,782,686
リース資産	359,286	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	17,039	株 主 資 本	39,565,477
無 形 固 定 資 産	1,433,711	資 本 金	2,055,000
ソフトウェア	24,405	資 本 剰 余 金	2,279,881
技術資産	468,421	利 益 剰 余 金	37,078,093
顧客関連資産	827,374	自 己 株 式	△1,847,497
その他	95,903	その他の包括利益累計額	1,302,895
その他	17,605	その他有価証券評価差額金	344,300
投資その他の資産	3,740,689	為替換算調整勘定	963,687
投資有価証券	3,265,317	退職給付に係る調整累計額	△5,092
退職給付に係る資産	165,705	非 支 配 株 主 持 分	71,390
繰延税金資産	149,685	純 資 産 合 計	40,939,762
その他	159,980	負 債 純 資 産 合 計	45,722,449
資 産 合 計	45,722,449		

連結損益計算書

(自 2021年5月21日)
(至 2022年5月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		28,077,053
売上原価		20,120,668
売上総利益		7,956,385
販売費及び一般管理費		5,145,091
営業利益		2,811,293
営業外収益		
受取利息	18,546	
受取配当金	41,238	
為替差益	72,551	
受取補償金	37,734	
その他	12,152	182,223
営業外費用		
支払利息	10,515	
自己株式取得費用	250	
その他	261	11,026
経常利益		2,982,490
特別利益		
固定資産売却益	482	
補助金収入	50,000	50,482
特別損失		
固定資産売却損	37	
固定資産除却損	1,465	
減損	88,486	89,989
税金等調整前当期純利益		2,942,983
法人税、住民税及び事業税	974,349	
法人税等調整額	56,981	1,031,331
当期純利益		1,911,652
非支配株主に帰属する当期純利益		16,158
親会社株主に帰属する当期純利益		1,895,493

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年5月21日)
(至 2022年5月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,055,000	2,279,881	35,868,782	△1,178,604	39,025,060
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△685,912		△685,912
親会社株主に帰属する当期純利益			1,895,493		1,895,493
自 己 株 式 の 取 得				△672,076	△672,076
自 己 株 式 の 処 分			△270	3,182	2,912
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,209,310	△668,893	540,416
当 期 末 残 高	2,055,000	2,279,881	37,078,093	△1,847,497	39,565,477

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	239,395	39,622	4,428	283,446	45,937	39,354,443
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△685,912
親会社株主に帰属する当期純利益						1,895,493
自 己 株 式 の 取 得						△672,076
自 己 株 式 の 処 分						2,912
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	104,904	924,064	△9,520	1,019,449	25,453	1,044,902
連結会計年度中の変動額合計	104,904	924,064	△9,520	1,019,449	25,453	1,585,319
当 期 末 残 高	344,300	963,687	△5,092	1,302,895	71,390	40,939,762

貸借対照表

(2022年5月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	26,566,533	流 動 負 債	2,712,148
現 金 及 び 預 金	10,255,682	買 掛 金	1,219,127
受 取 手 形	1,940,032	未 払 金	355,746
売 掛 金	6,315,081	未 払 費 用	314,694
有 価 証 券	1,800,000	未 払 法 人 税 等	247,647
商 品 及 び 製 品	693,866	賞 与 引 当 金	408,971
仕 掛 品	89,032	製 品 保 証 引 当 金	163,000
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	4,942,004	そ の 他	2,960
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	102,125	固 定 負 債	315,417
そ の 他	428,709	長 期 未 払 金	117,446
固 定 資 産	13,805,010	退 職 給 付 引 当 金	197,971
有 形 固 定 資 産	4,824,210	負 債 合 計	3,027,565
建 物	2,164,362	純 資 産 の 部	
構 築 物	65,766	株 主 資 本	36,999,678
機 械 及 び 装 置	1,088,192	資 本 金	2,055,000
工 具 、 器 具 及 び 備 品	304,587	資 本 剰 余 金	2,288,350
土 地	1,184,262	資 本 準 備 金	2,288,350
建 設 仮 勘 定	17,039	利 益 剰 余 金	34,503,826
無 形 固 定 資 産	30,285	利 益 準 備 金	334,738
ソ フ ト ウ ェ ア	2,663	そ の 他 利 益 剰 余 金	34,169,087
の れ ん	22,167	別 途 積 立 金	22,410,000
そ の 他	5,454	繰 越 利 益 剰 余 金	11,759,087
投 資 そ の 他 の 資 産	8,950,514	自 己 株 式	△1,847,497
投 資 有 価 証 券	3,265,317	評 価 ・ 換 算 差 額 等	344,300
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	2,592,225	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	344,300
関 係 会 社 株 式	193,869	純 資 産 合 計	37,343,978
関 係 会 社 出 資 金	2,483,132	負 債 純 資 産 合 計	40,371,543
繰 延 税 金 資 産	215,095		
前 払 年 金 費 用	168,718		
そ の 他	32,154		
資 産 合 計	40,371,543		

損益計算書

(自 2021年5月21日)
(至 2022年5月20日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		21,707,514
売 上 原 価		16,723,303
売 上 総 利 益		4,984,210
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,586,147
営 業 利 益		2,398,063
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	15,864	
有 価 証 券 利 息	8,258	
受 取 配 当 金	174,585	
為 替 差 益	93,268	
受 取 補 償 金	29,139	
そ の 他	5,603	326,720
営 業 外 費 用		
自 己 株 式 取 得 費 用	250	
そ の 他	164	414
経 常 利 益		2,724,368
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,893	
補 助 金 収 入	50,000	51,893
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	430	430
税 引 前 当 期 純 利 益		2,775,832
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	834,500	
法 人 税 等 調 整 額	25,153	859,653
当 期 純 利 益		1,916,178

株主資本等変動計算書

(自 2021年5月21日)
(至 2022年5月20日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	
			別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	2,055,000	2,288,350	334,738	22,410,000	10,529,091
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△685,912
当 期 純 利 益					1,916,178
自 己 株 式 の 取 得					
自 己 株 式 の 処 分					△270
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	1,229,996
当 期 末 残 高	2,055,000	2,288,350	334,738	22,410,000	11,759,087

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当 期 首 残 高	△1,178,604	36,438,576	239,395	36,677,971
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△685,912		△685,912
当 期 純 利 益		1,916,178		1,916,178
自 己 株 式 の 取 得	△672,076	△672,076		△672,076
自 己 株 式 の 処 分	3,182	2,912		2,912
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		—	104,904	104,904
事業年度中の変動額合計	△668,893	561,102	104,904	666,006
当 期 末 残 高	△1,847,497	36,999,678	344,300	37,343,978

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月6日

コーセル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 尾 淳 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伏 谷 充二郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、コーセル株式会社の2021年5月21日から2022年5月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、コーセル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月6日

コーセル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 尾 淳 一
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伏 谷 充二郎
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、コーセル株式会社の2021年5月21日から2022年5月20日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年5月21日から2022年5月20日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月7日

コーセル株式会社 監査役会
常勤監査役 谷 野 光 彦 ⑩
社外監査役 佐 伯 康 博 ⑩
社外監査役 犬 島 伸一郎 ⑩

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

＝株主総会会場のご案内＝

会 場：富山県富山市総曲輪二丁目1番3号

富山商工会議所 10階 ホール

TEL：076-423-1111



○会場には駐車場がございませんので、公共交通機関等をご利用願います。

○J R 富山駅南口から徒歩で約15分です。

○電停荒町より徒歩で約2分です。

○富山空港より車で約20分です。